

令和6年度 書類の届出に関すること

木更津市福祉部介護保険課



目次

1. 変更届出書について
2. 体制に関する届出書について
3. 事故報告について
4. 届出書の様式について
5. 提出期限について
6. 提出方法について
7. 電子申請届出システムの概要①
8. 電子申請届出システムの概要②
9. 電子申請届出システム利用のために①
10. 電子申請届出システム利用のために②
11. 登記情報提供サービスについて



1. 変更届出書について

○提出期限

変更があった日から **10日以内** に提出してください。

(登記事項の変更を伴うものについては、登記完了後の届出で差し支えありません。)

○変更届が必要な事項 (抜粋)

- ・ 代表者 (開設者) の氏名、生年月日、住所及び職名
- ・ 管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴
- ・ 運営規程
- ・ 介護支援専門員の氏名及びその登録番号
- ・ サービス提供責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴

提出漏れがないか、
今一度ご確認をお願いします



きさポン

○提出漏れの事例

- ・ 運営規程を改定したが、提出していなかった。
(例) 食事代の変更、虐待の防止に係る措置の追加
- ・ 管理者が変更になっていた。
- ・ サービス提供責任者の住所が変更になっていた。



2. 体制に関する届出書について

○提出期限

加算を算定する月の前月の15日（必着）

（4月1日から算定の場合は、3月15日までに提出）

※加算の要件を満たさなくなった場合は、上記日時にかかわらず速やかに提出してください。

○以下の加算は判定期間に集計をして、該当があれば提出が必要な加算です。

- ・ 特定事業所集中減算（居宅介護支援事業所）
- ・ 同一建物減算（12%減算）（訪問型サービス）

前期：9月15日まで

後期：3月15日まで

○必要書類

- ・ 介護給付費算定に係る体制等に関する届出
- ・ 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表
- ・ 各加算に応じた添付書類（市公式ホームページをご確認ください。）



3. 事故報告について

○提出期限

原則として事故発生後速やかに、遅くとも5日以内を目安

○報告が必要な場合

- ・ サービスの提供による、利用者のケガ又は死亡事故
- ・ 食中毒及び感染症・結核等の発生
- ・ 職員（従業員）の法令違反・不詳事等
- ・ 災害、その他報告が必要と認められる事故

詳細は「介護保険事業者における事故報告ガイドライン」をご確認ください。

○様式等掲載場所

市公式ホームページの届出書掲載ページをご確認ください。



4. 届出書の様式について

○様式は市公式ホームページに掲載しています。（トップページから3種類の検索方法があります。）

① ページ番号で検索

市公式ホームページのトップページ上部の「ページ番号で探す」

→地域密着型サービス・居宅介護支援：【3595】もしくは【7634】

→総合事業：【3449】もしくは【7628】

② 介護保険課のページから検索

市公式ホームページのトップページ最下部の「各課のご案内」＜福祉部介護保険課＜事業者の方へ

→地域密着型サービス・居宅介護支援：「地域密着型サービス事業所及び居宅介護支援事業所（指定・変更・廃止等）」

→総合事業：「介護予防・日常生活支援総合事業」

③ 分野から検索

市公式ホームページのトップページ最上部 医療・健康・福祉 ＜ 高齢者福祉・介護 ＜ 介護事業者向け ＜ 介護保険関連情報または介護保険に関するお知らせ

→地域密着型サービス・居宅介護支援：「地域密着型サービス事業所及び居宅介護支援事業所（指定・変更・廃止等）」

→総合事業：「介護予防・日常生活支援総合事業」



5. 提出期限について

届出内容	提出期限
新規指定申請書	事前にご相談・ご連絡をお願いします。
指定更新申請書	指定有効期限の前月15日まで
変更届出書	変更日から10日以内
廃止・休止届出書	廃止又は休止の1月前まで
再開届出書	再開日から10日以内
体制届出書	加算を算定する月の前月15日まで
特定事業所集中減算	前期：9月15日まで 後期：3月15日まで
同一建物減算（12%減算）	前期：9月15日まで 後期：3月15日まで
A D L 維持等加算〔申出〕の有無	加算の算定をしようとする月の前年同月最終日
事故報告書	事故発生後速やかに、遅くとも5日以内を目安



6. 提出方法について

○提出方法

従来の持参、郵送及び電子メールによる提出に加えて、「電子申請届出システム」での受付を開始します。

電子申請届出システム受付開始時期 令和7年4月1日（火）（予定）

○従来の方法による提出

- ・ 郵送の場合

〒292-8501 千葉県木更津市朝日3-10-19
木更津市介護保険課 計画推進係

- ・ 電子メールの場合

木更津市介護保険課 計画推進係
kaigo@city.kisarazu.lg.jp



7. 電子申請届出システムの概要①

○厚生労働省では、介護サービスに係る指定及び報酬請求に関連する申請届出について、介護事業者が全ての地方公共団体に対して所要の申請届出を簡易に行うことができるよう、「電子申請届出システム」を令和4年度下半期より運用開始しています。

- ◆ オンライン上の申請届出により、郵送や持参等の手間が削減されます。
- ◆ 複数の申請届出を本システム上で行うことができます。
- ◆ 一つの電子ファイルを複数の申請届出で活用でき、書類の作成負担が大きく軽減されます。
- ◆ 申請届出の状況をオンライン上でご確認いただけます。
- ◆ 上記、削減できた手間・時間を、サービスの質の向上にご活用いただけます。



きさポン

○受付可能な内容（予定）

新規指定申請

変更届出

更新申請

廃止・休止届出

再開届出

加算に関する
届出

○【参考】厚生労働省ホームページ

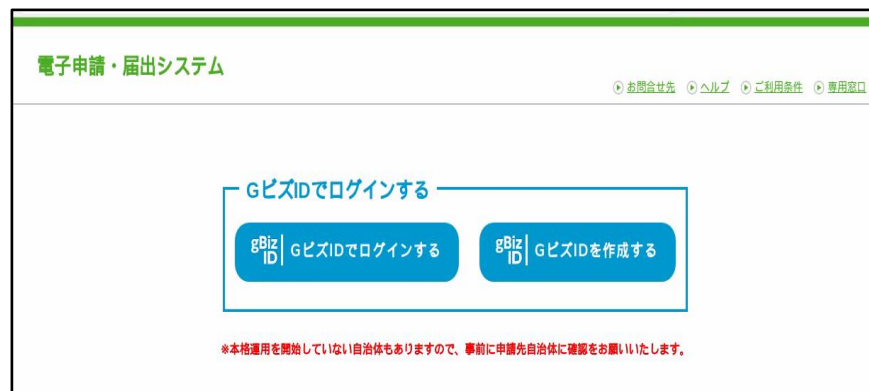
<https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-shinsei.html>



8. 電子申請届出システムの概要②

○電子申請届出システム：

<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/shinsei/>



○デモ環境

利用開始前に、デモ環境にて共通 I Dを使用した試行が可能です。

機能把握や業務検討等にご活用ください。

デモ環境URL：<https://demo.kaigokensaku.mhlw.go.jp/shinsei/>

ID・パスワード：ログイン画面で「ログインアカウントについて」を押下して確認できます。



9. 電子申請届出システム利用のために①

○GビズIDの取得

電子申請届出システムのご利用には、GビズIDの取得が必要です。

GビズIDとは？

- ◆ 法人・個人事業主向け共通認証システムです（デジタル庁運用）。
- ◆ GビズIDを取得すると、一つのID・パスワードで、複数の行政サービスにログインできます。
- ◆ 3種類あります。
 - GビズIDプライム（法人代表者、個人事業主向け）
 - GビズIDメンバー（GビズIDプライム取得組織の従業員向け）
 - GビズIDエントリー（事業しているなら誰でも）
- ◆ 電子申請届出システムで利用できるのは、「GビズIDプライム」と「GビズIDメンバー」のみになります。



きさポン



10. 電子申請届出システム利用のために②

○Gビズ I Dプライムの申請

電子申請届出システム利用には、まずGビズ I Dプライムの申請が必要です。

※既にアカウントを取得している場合は、改めての手続きは不要です。

申請方法（2方法）

- ・書類郵送申請（書類審査/発行 約1週間）
- ・オンライン申請（最短即日発行）

○Gビズ I Dメンバーのアカウント作成

Gビズ I Dプライム（組織代表者のアカウント）が作成します。

詳細については、デジタル庁Gビズ I Dのホームページをご参照ください。

<https://gbiz-id.go.jp/top/>



1 1 . 登記情報提供サービスについて

○登記情報提供サービスとは？

- ◆ 登記情報提供サービスは、登記所が保有する登記情報をインターネットを使用してパソコン等の画面上で確認できる有料サービスです。（法務局管轄）
- ◆ ご利用のためには利用登録が必要です。

登記事項証明書の添付が必要な届出に関して、紙媒体の登記事項証明書（原本）に代えて、電子データで申請することが可能となります。

当該サービスを利用しない場合は、従来通り登記事項証明書（原本）の提出が必要となります。

詳細については、登記情報提供サービスのホームページをご確認ください。

<https://www1.touki.or.jp/gateway.html>



ご清聴ありがとうございました。



きさポン

